暴かれた真実 業界黙示録

「暴かれた真実・業界黙示録」は、実際に起こったパチンコ・スロット業界の事件・詐欺・摘発などをもとに構成された実録風ドキュメント連載である。登場人物や店名は仮名化されているが、事件の内容は極力事実に基づき構成されている。閉ざされたホールの奥で何が起こっていたのか――いま、その真実が暴かれる。

File.18 実録・存在しない版権〈買った会社〉――幻の許諾に費やされた開発部の二年

二〇一〇年、あるパチンコメーカーが二億一千万円を支払った。取れないはずの版権が取れたという。だが素材は届かず、監修は始まらず、開発部だけが動き続けた。今回は前号で描いた事件を、騙された側の視点から描く。前号の内容はGET'S WEBで読める。

第一章　朗報

その報せが開発部に下りてきたとき、柏木達彦は二度聞き返した。

取れないはずの版権だった。週刊誌で長く連載され、アニメになり、劇場版がかかり、そのうえで遊技機化だけを断り続けてきた作品である。営業の現場では「あそこは無理だ」の一言で話が終わる。検討の対象ですらなかった。

――それが、取れた。

株式会社晃洋遊機。中部地方に本社を置く、規模でいえば中堅のメーカーである。大手が億単位の契約金で有名版権を押さえていく時代に、この一報がどれほどの意味を持ったか。説明はいらないだろう。

話を持ってきたのは、株式会社トライアド。キャラクターライセンスの企画会社である。実質的に率いていたのは郷田克彦という男で、業界では顔が利いた。

ここで一つ、確認しておきたいことがある。メーカーが権利者と直接向き合わないのは、この業界では異常ではない。むしろ普通だった。権利は出版社と作者と関係各社に分かれ、窓口は一本ではない。だから代理店が入り、企画会社が入り、間に何層も業者が挟まる。仲介者が書類を持ってくる。その形式そのものを疑う理由は、当時どこにもなかった。

疑うとすれば中身である。だが中身には、作者の署名があった。

営業許可証。作品名、使用範囲、日付、そして直筆に見える名前。柏木の部署に回ってきたのは、その写しだった。

決裁は速かった。二〇一〇年四月から五月にかけて、晃洋遊機はトライアドに計二億一千万円を支払っている。

企画が通り、ラインが動き出す。筐体の方向性が決まり、演出の骨子が引かれ、人が張り付く。取れないはずの版権を持っている以上、走らない理由がない。走らなければ、噂を聞きつけた他社に先を越される。

このとき社内の誰も、では本当に許諾があるのか、とは問わなかった。問う理由がなかったからではない。問う前に、スケジュールのほうが先に走り出していたからである。

第二章　空転

――素材が来ない。

許諾は書面で終わりではない。設定資料が届き、キャラクターの表情や色の指定について権利者側の確認が入り、監修のやり取りが開発期間を通じて続く。それが版権機の作り方である。

――だが、来ない。

問い合わせれば返事はある。「調整中です」「先生のご都合を待っています」。トライアドの担当者は電話に出るし、訪ねれば会える。逃げてはいないのだ。

――そして、議事録が届く。

これが厄介だった。打ち合わせが行われたという書類である。日付があり、出席者名があり、議題があり、決定事項が書いてある。何も進んでいないという事実に、「進めるための会議は行われている」という紙が上書きされる。

――議事録は、待つ理由になる。

半年が過ぎた。柏木の手元には筐体の仕様書がある。外部の制作会社との打ち合わせも始まっている。止めるという選択肢が、日ごとに重くなっていく。

――一年が過ぎた。

社内会議で「一度、先生にお会いしたい」という声が出る。トライアド側の返答は変わらなかった。

「先生は、人とお会いになるのがお好きではないんです」

説明としては通ってしまう。作家が人嫌いだという話は、業界にいれば珍しくもない。むしろ、そういうものだろう、と納得する材料のほうが多かった。

――一年半。二年。

ここで、買った側の内部に起きていたことを正確に書いておきたい。疑念がなかったわけではない。ただし疑念というものは、「確認しよう」ではなく「大丈夫だと思いたい」のほうへ流れる。すでに二億を超える金が出ている。人も時間も入っている。もしこれが嘘だったら、という問いは、答えを想像した瞬間に飲み込まれてしまう。

支払った金額が大きいほど、疑うコストは上がる。

二年にわたって騙され続けたことは、担当者が無能だったという話ではない。金を払った側が、払った分だけ信じたくなる。ごく普通の力学の結果である。

第三章　署名

二〇一二年九月ごろ。晃洋遊機の東京都内の事務所。

ついに面会が実現することになった。二年半、一度も会えなかった相手である。柏木の側には聞きたいことが山のようにあった。監修の進め方、素材の受け渡し、残りのスケジュール。ようやく前に進む。そういう日のはずだった。

現れた男は、帽子を目深にかぶっていた。マスクをしていた。

そして、深く頭を下げた。

「すみませんでした……」

謝罪から入られた。遅れを詫び、恐縮し、身を縮めている。応対した側は、どう反応していいかわからない。責める空気にはならない。相手は徹底して下手に出ている。話は一歩も進まないが、場は穏やかに終わる。

――だが、顔を見ていない。

二年半待ってようやく会えた相手の顔を、見ていないのである。

その違和感が形になったのが帰り道だったのか、翌日だったのか、報告書を書きながらだったのかはわからない。ただ、誰かがこう考えた。この作品の作者の顔なら、少し調べれば出てくるのではないか。

――似ていなかった。

同じ年の秋、晃洋遊機の担当者が裁判所へ向かう。その作者が過去に関わった民事訴訟の記録を閲覧するためである。裁判記録は一定の条件のもとで第三者が閲覧できる。そこには、本人が書いた署名が残っていた。

自社が持つ営業許可証の署名と、並べる。

――似ても似つかなかった。

なお、なりすましへの疑念が先だったのか、署名の照合が決定打だったのか、当時の報道は語り口が微妙に食い違う。断定はしない。確かなのは一点だけである。答えは、トライアドから出てくる書類の中にはなかった。

二年半が、その瞬間に終わった。開発は止まり、投じた工数は戻らなかった。

ここからの晃洋遊機は速い。二〇一三年三月十九日、東京地方裁判所に民事訴訟を提起。五月二十八日、有印私文書偽造、同行使、詐欺として警視庁に告訴状を提出。二〇一四年十月八日、勝訴が確定した。二〇一五年四月八日、警視庁捜査第二課が郷田克彦ら三人を逮捕。その翌日、晃洋遊機は自社サイトで見解を公表している。被害企業でありながら、事件を隠さなかった。

第四章　確認という技術

この事件には、もう一人の被害者がいる。

本稿では名を伏せるが、その作品の作者である。自分の署名を勝手に使われ、自分の名を騙る別人が業界を歩き回り、自分がまったく知らないところで数億の金が動いていた。

作者は後に、自身のブログで業界に向けた警告を発している。核心はこうだ。

契約書に書かれた著作者のサインや印鑑は、住所や生年月日といった基本的な情報さえ知っていれば、簡単に偽造できてしまう。

そのうえで作者は、具体的にこう求めた。書類のやり取りだけで、著作者から許諾を得たと思い込まないこと。必ず著作者本人に直接会い、顔を確かめること。顔写真はネットで確認できるのだから、それだけで偽物は見破れる。可能であれば、その作者が連載している出版社の編集部を通して面会し、事実を確かめること。

言われてみれば当たり前である。だが晃洋遊機は二年半、それをしなかった。他の十数社もしなかった。

なぜか。書類が揃っていたからだ。

ここに、確認という行為の本質がある。相手が出してくる書類をいくら精査しても、答えは出ない。書類は出す側が作るものだからである。精査すればするほど「よくできている」という結論に近づくだけだ。

確認とは、相手の外側から情報を取ることをいう。

晃洋遊機が最終的に虚偽を見抜いた方法が、まさにそれだった。裁判所へ行き、権利者本人の署名を、仲介者を一切通さずに自分の手で入手して照合した。二年半かけてたどり着いた答えは、トライアドが一枚も関与していない場所にあった。

版権に限った話ではない。

ホールの現場にも、同じ構造の取引はいくらでもある。設備、リース、ホールコンピュータ、広告。「知り合いの紹介で」「あそこの社長からの話で」。見積書も契約書も導入実績表も、すべて出す側が作る書類である。紹介者の顔が利くほど、確認という手続きは失礼な行為に見えてくる。

だが、確認は相手を疑う行為ではない。相手の外側に当たる、というだけの手続きである。メーカーに直接聞く。リース元に直接聞く。導入したという店に直接聞く。それで済む。

前号の最後に、こう書いた。

書類は、いくらでも作れる。

続きを記しておく。作れないものが、ひとつだけある。書いた本人の顔である。

※本コーナーに登場する店名・社名・人名・機種名は、すべて仮名または架空のものを使用しています。また、事件に使われた作品名は、権利者保護のため記載していません。